

令和4年第2回総会

山武市農業委員会会議録

令和4年2月4日 開会

令和4年2月4日 閉会

令和4年第2回山武市農業委員会総会議事録

日 時 令和4年2月4日（金）午後3時30分
場 所 山武市役所 第6会議室
招 集 者 山武市農業委員会 会長 雲 地 康 夫
議 事 議案
（1）農地法第3条の規定による許可申請について
（2）農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について
（3）令和3年度第11次農用地利用集積計画（案）の決定について
（4）農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定における借受者移転計画（案）の決定について
（5）農業経営改善計画認定申請に関する意見について
（6）山武市農地利用最適化推進委員の候補者について

出席委員（17名）

欠席委員（0名）

出席農地利用最適化推進委員（5名）

欠席農地利用最適化推進委員（15名）

出席事務局職員（4名）

◎開 会

事務局長 ただいまから令和4年第2回農業委員会総会を開会いたします。

開会に当たりまして、会長から御挨拶をいただきたいと思
います。

雲地会長、よろしく申し上げます。

会長 あいさつ

事務局長 どうもありがとうございました。

それでは、本日総会の日程を御説明させていただきます。

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名人の指名について

日程第3 報告 農地法第18条第6項の規定による通知に
ついて

◎議案説明

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見
について

日程第6 議案第3号 令和3年度第11次農用地利用集積計画（案）の決
定について

日程第7 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定にお
ける借受者移転計画（案）の決定について

日程第8 議案第5号 農業経営改善計画認定申請に関する意見について

日程第9 議案第6号 山武市農地利用最適化推進委員の候補者について

令和4年2月4日 山武市農業委員会 会長 雲 地 康 夫

事務局長 日程につきましては以上でございます。

早速、会議に入ってくださいますが、会議の議長は、山武
市農業委員会会議規則の規定により、会長が議長となるとさ
れております。以後の会議の進行は雲地会長にお願いいたし
ます。よろしくお願いたします。

議長 それでは、これより令和4年第2回山武市農業委員会総会の会議を始めます。

ただいまの出席委員は全員です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議は成立いたしました。

日程第1、会期の決定の件並びに日程第2、議事録署名人の指名の件について、議長において決することとしてよろしいか、お諮りします。

(異議なし)

議長 異議なしとの声がありました。御異議ないものと認め、会期については本日1日限りとし、議事録署名人については、議席番号7番三橋委員、議席番号8番増田委員の両委員を指名します。

◎報告

議長 日程第3、報告、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局からの報告を求めます。

事務局 総会資料4ページを御覧ください。
今回の農地法第18条第6項の規定による通知の報告は、1件になります。そのうち機構法の解約が1件になります。これは貸付人と借受人の合意による解約になります。詳細については、資料を御覧ください。
以上です。

議長 事務局からの報告が終わりました。

◎議案第1号

議長 引き続き、議案の審議に入ります。
日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。
この議題に関しては、一部一括審議としてよろしいかお諮

りいたします。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありましたので、この案件に関しては、一部一括審議とします。

事務局から申請概要の説明を求めます。

事務局

議案第1号について、説明する。

(別紙議案のとおり)

議長

事務局からの概要説明が終わりました。

引き続き、申請番号ごとに地区担当推進委員からの説明及び当該地域の農業委員から補足説明等を求めます。

議案第1号、申請番号1について、地区担当推進委員の遠藤委員からの説明を求めます。

遠藤推進委員

地区担当推進委員の遠藤です。

この案件につきまして御説明を申し上げます。

この件は、譲渡人が高齢というほどでもないですが、連れ合いの方も体調が悪いということで、耕作できないということです。隣接する譲受人の方は、一生懸命田んぼをやっている方で買ってくれないかということでお話がございまして、売買となりました。

何ら問題はないと思われ、よろしく御審議のほどお願いしたいと思います。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号4番、林委員から補足説明等を求めます。

林委員

議席番号4番、林でございます。

ただいま遠藤推進委員のほうから御説明があったとおりでございます。本件は、進入路がないという形でございます。耕作も譲受人のほうに依頼してということで長年やってきております。権利者については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしておりますので、よ

ろしくお願いします。

議長 地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第1号、申請番号1について、許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

議案第1号、申請番号2について、地区担当推進委員の佐瀬委員から説明を求めます。

佐瀬推進委員 申請地担当地区推進委員の佐瀬です。

番号2について説明します。

これは所有権の移転です。譲渡人は、複雑な事情によりやむなく相続することになって、屋敷と畑を維持するにも費用が大変かかるということで、処分したいためです。譲受人は経営規模拡大の為となっています。

先ほど事務局からありましたとおり、実態証明が出ていますので、大網白里市の農業委員会に譲受人の農地を調査してもらったところ、譲受人の本業は不動産屋で、3年前に新規就農で許可を受けた農地は耕作している様子はないとのことでした。譲受人にこれは、農地法第3条の許可要件である、農地の全部耕作要件を満たせないというお話をしたところ、今日の総会までに、大網の農地は草刈りを行ったと。それで、春にジャガイモを作付けします。また、今回の農地も草刈りをしてジャガイモの作付けを行うという話でした。

譲受人は今後、耕作をする予定でもありますし、譲渡人のこともあるので、これらを含めて、審議をお願いします。

議長 地区推進委員からの説明が終わりました。
引き続き、隣接地域の農業委員、議席番号3番、佐藤委員から補足説明等を求めます。

佐藤委員 議席番号3番、佐藤です。
佐瀬推進委員の御説明のとおりです。
権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしておりますので、よろしくお願いたします。

議長 地区推進委員及び隣接地域の農業委員からの説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。
議案第1号、申請番号2について、許可することに御異議ない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、許可することに決定します。
議案第1号、申請番号3、申請番号4については、関連する案件ですので、一括して隣接地区推進委員の今関委員から説明を求めます。

今関推進委員 隣接地区推進委員の今関です。
番号3と4を説明させていただきます。
3番は贈与による所有権移転でございます。譲渡人は遠方のため、農業ができない為、譲り渡したいということです。譲受人は、贈与のため受け取った農地をネギ、その他はちゃんと管理されています。
4番についても譲受人は同じですので、譲渡人は高齢であり、農業経営を縮小したいということです。譲受人が取得した農地ではネギを栽培してまいります。

説明は以上になります。よろしく申し上げます。

議長

隣接地区推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、申請番号3、申請番号4について、一括して当該地域の農業委員、議席番号14番、今関委員から補足説明等を求めます。

今関委員

議席番号14番、今関です。

推進委員の今関さんの説明のとおりでございまして、私も2日前に現地を見てまいりましたが、ちゃんとネギも作って、みんな管理されておりました。

なお、権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

よろしく申し上げます。

議長

隣接地区推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第1号、申請番号3、申請番号4について、許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

◎議案第2号

議長

日程第5、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に関する意見についてを議題とします。

議案第2号、申請番号1について、事務局から申請概要の説明を求めます。

事務局

議案第2号番号1について、説明する。

(別紙議案のとおり)

議長 事務局の概要説明が終わりました。
地区担当推進委員の廣口委員からの説明を求めます。

廣口推進委員 地区担当推進委員の廣口です。
議案第2号、番号1について御説明申し上げます。
譲渡人は今回の土地を耕作しておらず、譲受人の経営する会社の駐車場として使用したいとのこと。地元としては、何ら問題がないと思われまますので、よろしく願いいたします。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。
続きまして、現地調査員の佐藤委員からの報告を求めます。

佐藤委員 議席番号3番、佐藤です。
本件は、第1種農地への駐車場建設であり、原則として不許可の案件です。しかし、周辺地域居住者が経営する会社の業務上必要な施設が周辺の集落に接続している場合は許可するという例外規定に該当しますので、許可相当と思われまます。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長 事務局から概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査員からの報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第2号、申請番号1について、許可相当として意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、許可相当として意見を付すことに決定します。

次に、議案番号2、申請番号2について、事務局から申請

概要の説明を求めます。

事務局 議案第2号番号2について、説明する。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局の概要説明が終わりました。
地区担当推進委員の石橋委員からの説明を求めます。

石橋推進委員 地区担当推進委員の石橋です。
議案第2号の番号2について説明します。
この申請は、転用に伴う所有権移転の申請で、住宅用地とするものです。先ほど、現地を確認してきました。地目は山林ですが、現況は畑です。
申請地は旧松尾町の北端にあり、北側は道路を隔てて横芝光町の飛び地になっており山林です。西側は道路を挟んで畑です。東側は住宅地で、南側は植木畑になっています。住宅用地になっても周辺農地への影響はないと思われます。なお、譲受人と譲渡人は義理の親子になります。
説明は以上です。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。
続きまして、現地調査員の林委員からの報告を求めます。

林委員 議席番号4番、林です。
ただいま地区担当推進委員のほうからあったとおりでございまして、この件は第2種農地への専用住宅の建築であり、代替性の検討、信用、資力及び周辺農地への影響において問題ないと思われます。したがって、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当であると思われます。
以上、よろしく願いいたします。

議長 事務局から概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査員からの報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第2号、申請番号2について、許可相当として意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、許可相当として意見を付すことに決定します。

◎議案第3号

議長 日程第6、議案第3号、令和3年度第11次農用地利用集積計画(案)の決定についてを議題とします。

この議案に関しては一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありましたので、この議案に関しては、一括審議とします。

事務局から議案の説明を求めます。

事務局 議案第3号について、説明する。

(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの議案の説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

利用権設定等個人別明細番号1から7までを一括して採決します。

本件について、原案のとおり承認することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、原案のとおり承認することに決定します。

◎議案第4号

議長 日程第7、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定における借受者移転計画（案）の決定についてを議題とします。

この議案に関しては、一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

（異議なし）

議長 異議なしの声がありましたので、この議案に関しては、一括審議とします。

事務局から議案の説明を求めます。

事務局 議案第4号について、説明する。
（別紙議案のとおり）

議長 事務局からの議案の説明が終わりました。
質疑を許します。何かございませんか。

（異議なし）

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

本件については、原案のとおり承認することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議長 挙手全員です。本件については、原案のとおり承認することに決定します。

◎議案第5号

議長 日程第8、議案第5号、農業経営改善計画認定申請に関する

る意見についてを議題とします。

通常ですと、ここで事務局の概要説明の後に地区担当推進委員に申請番号ごとの概要などを説明していただいています。が、本日は推進委員の出席を制限していることから、事務局には通常の議案の説明に加え、番号ごとに経営改善の概要も一括して説明させます。

お願いします。

事務局

議案第5号について、説明する。

(別紙議案のとおり)

それでは、番号ごとの経営改善の方向の概要について説明させていただきます。

番号1、営農類型は水稲、露地野菜及び施設野菜で、主要作物は水稲、ネギ、いちごになります。初夏ネギを導入し所得の向上を図るそうです。また、収量向上の為、病虫害対策及び排水対策を徹底するそうです。

番号2、営農類型は露地野菜で、主要作物は小松菜、ほうれん草等になります。新品種を導入し安定生産を目指すそうです。また、ちばエコ認証を取得しているので、これを活用し有利な販売につなげるそうです。

番号3、営農類型は施設野菜及び露地野菜で、主要作物は人参です。人参の作付面積を増やし、収量を向上させるそうです。また、機械の有効活用により、省力化を図っていくそうです。

番号4、営農類型は水稲、露地野菜、施設野菜で、主要作物は水稲、とうもろこし等です。水稲については、面積拡大の為、品種の比率構成の見直しを行い労働力の軽減を図るそうです。また、飼料用米の取組みを増やし、収入の安定化を図っていくそうです。

番号5、営農類型は水稲、施設果樹で、主要作物は水稲とぶどうです。リサイクル堆肥を使用し、有機栽培を目標とするそうです。また、耕作放棄地の解消に取り組んでいくとのこと。

番号6、営農類型は露地野菜、水稲で、主要作物はかぼちゃ、ほうれん草になります。堆肥の投入や緑肥の作付けによる土壌改良を行い、品質改良を進めるそうです。また、カボ

チャの優良品種導入による収量の向上を図っていくそうです。

番号7、営農類型は水稲で、主要作物も水稲になります。今までは水稲と露地野菜の複合経営を行ってきたが、水稲の専作の経営にするそうです。農地の集積、集約化により経営規模拡大を図っていくそうです。

番号8、営農類型は露地野菜で、主要作物はネギ、とうもろこし等です。ネギ栽培について、機械を活用し省力化、生産効率の向上を図るそうです。また、土壌改善による病害回避をし、連作障害対策として輪作体系を確立し、品質の向上、所得向上を図っていくそうです。

番号9、営農類型は水稲、露地野菜で、主要作物は水稲、ネギです。圃場の団地化で作業効率の向上、プール育苗で省力化と作業負担の軽減を図るそうです。また、農業機械の共同利用で使用効率の向上と経費負担の軽減を目指していくそうです。

番号10、営農類型は養鶏で、主要作物は鶏卵になります。今後は、鳥インフルエンザ対策及び育成鶏の安定生産の為、ウインドレス育成鶏舎へ変更するそうです。また、直売所の増設により直接販売割合を高め、販売単価を向上させること、直接販売が可能なルートを探し、販路の拡大を図っていくそうです。

番号11、営農類型は酪農で、主要作物は生乳とデントコーンになります。機械器具の更新により更なる省力化に努めていくそうです。また、飼料価格の高騰、輸入飼料不足に対応すべく、自給飼料の生産量の増大と個体乳量の増加を図っていくそうです。

番号12、営農類型は露地野菜で、主要作物はネギです。有機質肥料や緑肥によって土づくりを行い、ネギの収量、品質向上を図るそうです。また、作業については、機械化が一通りはできているが、定植作業と皮むき作業の更なる効率化の為、新たな作業機械の導入を進め、経営規模の拡大を図っていくそうです。

番号13、営農類型はいも類と豆類になります。主要作物は柿、落花生になります。営農型太陽光発電を実施しながら半陰性の作物を栽培しております。目標年度には営農型太陽光発電に適した作物を増やしていきたいそうです。また、農業

収入を安定させる為、ハウス栽培など営農型太陽光発電以外の生産を実施していくそうです。

以上になります。

議長 事務局からの説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第5号、番号1から番号13について採決します。

本件について、原案のとおり認定すべきものと意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、原案のとおり認定すべきものと意見を付すことに決定します。

◎議案第6号

議長 日程第9、議案第6号、山武市農地利用最適化推進委員の候補者についてを議題とします。

この議案に関しては、一部一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありましたので、この議案に関しては、一部一括審議とします。

事務局からの説明を求めます。

事務局

議案第6号について御説明いたします。

現在の山武市農地利用最適化推進委員の任期が、本年3月31日で満了することに伴い、昨年11月に公募を実施しました。

公募の結果は、定数20名に22名の推薦がありましたので、過日、農地利用最適化推進委員評価委員会が開催されました。評価委員の農業委員会会長、会長職務代理者、産業振興部長、

農政課長、商工観光課長の5名で推進委員の選任要件に基づいた評価により、各地域ごとの高順位の方20名が適任者として選出されました。

その結果、農地利用最適化推進委員候補者名簿（案）の20名が農地利用最適化推進委員評価委員会から農業委員会に報告されました。

説明は以上です。

議長

事務局からの説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

（異議なし）

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

推進委員候補者名簿（案）の番号1から11及び13から15、17、19、20を一括して採決します。

本件について、原案のとおり候補者とすることに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議長

挙手全員です。本件については、原案のとおり候補者とすることに決定します。

次に、山武市農地利用最適化推進委員候補者名簿（案）の番号12を採決いたしますが、この案件は、議席番号4番、林委員に関連のある案件です。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、林委員の退室を求めます。

（林委員退室）

議長

それでは、質疑を許します。質疑ございませんか。

（異議なし）

議長

異議なしの声がありました。山武市農地利用最適化推進委員の候補者について採決します。

推進委員候補者名簿（案）の番号12は、原案のとおり候補者とするについて御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、原案のとおり候補者とする
ことに決定します。

林委員の入室を許します。

(林委員入室)

議長

次に、山武市農地利用最適化推進委員候補者名簿（案）の
番号16を採決しますが、この案件は、議席番号16番、高宮委
員に関連のある案件です。農業委員会等に関する法律第31条
の規定により、高宮委員の退室を求めます。

(高宮委員退室)

議長

それでは、質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。山武市農地利用最適化推進委
員の候補者について採決します。

推進委員候補者名簿（案）の番号16は、原案のとおり候補
者とするについて御異議ない方は挙手をお願いいたしま
す。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、原案のとおり候補者とし
ることに決定します。

高宮委員の入室を許します。

(高宮委員入室)

議長

次に、山武市農地利用最適化推進委員候補者名簿（案）の
番号18を採決しますが、この案件は、議席番号11番、古谷委
員に関連のある案件です。農業委員会等に関する法律第31条
の規定により、古谷委員の退室を求めます。

(古谷委員退室)

議長

それでは、質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。山武市農地利用最適化推進委員の候補者について採決します。

推進委員候補者名簿(案)の番号18は、原案のとおり候補者とするについて御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、原案のとおり候補者とするに決定します。

古谷委員の入室を許します。

(古谷委員入室)

議長

それでは、ただいまの議案第6号、山武市農地利用最適化推進委員の候補者についての結果につきましては、次期農業委員会に申し置きますので、御理解願います。

◎その他

議長

以上で、本日予定した議案の審議は全て終了しました。
その他の件について、皆様から何か御意見等ございますか。

◎閉 会

議長

なければ、以上で本日の総会を閉会といたします。
次回の総会は、3月7日月曜日、車庫棟2階第6会議室、ここを予定していますので、御参集願います。御苦労さまでございました。